

地域創生における森林相続と管理(3)

市川 紀子

I はじめに

本稿は「駿河台大学令和2年度地域創生研究センター研究プロジェクト」(採択通知:2020年5月28日/駿大総第9号)、「駿河台大学令和3年度総合研究所研究プロジェクト【地域研究部門】」(採択通知:2021年4月26日/駿大総第8号)、「駿河台大学令和4年度総合研究所研究プロジェクト【地域研究部門】」(採択通知:2022年5月27日/駿大総第12号)の採択・助成を受け、共同研究を行った成果の一部である¹。なお、上記の一連のプロジェクトは、総称して本プロジェクトとする。また、本稿は市川[2021b](地域創生における森林相続の管理(1))および市川[2022](地域創生における森林相続の管理(2))の続編である。

市川[2021b]および市川[2022]においても述べたが、本プロジェクトは主として、わが国における地域創生のために、会計学(および経営学、経済学)の観点から研究を行うものである。より具体的には、地域に存在する産業・企業の現状を会計的に把握するとともに、今後の成長戦略に対して、会計的な見地から諸提案を行い、地域そのものを活性化していくことをめざして研究を遂行する。そのため、本プロジェクトでは、地域の産業の特色をインタビュー等を行いながら探求し、さらに、先行事例として地域創生活動を積極的に行っている地域も参照に、会計的な見地から、研究を継続している。なお、当該成果として、採択日:2020年5月28日から、現時点:2022年9月25日まで、採択前の日程も含め、計27回の研究会を開催している。

地域創生のための4つの基本目標として、「①地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする、②地方への新しい人の流れをつくる、③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」ことが内閣府によってあげられている。これらの目標に対して、会計学(および経営学、経済学)の観点からは、地域に存在する産業・企業の経営成績や財政状態を適正に測定し、より元気な産業・企業となるような提案を行うとともに、地域における新たなビジネスモデルの構築等を見据えた検討を行っていくことができよう。より具体的には、地域に存在する産業・企業の現状を会計的に把握するとともに、今後の成長戦略に対して、会計的な見地から諸提案を行い、地域そのものを活性化していくことをめざしている。

また本プロジェクトの研究成果の一部として、市川[2020a]、市川[2020b]、市川[2021a]、上述した市川[2021b]および市川[2022]、市川・小野・丸山・吉田[2020]、市川・小野・丸山・吉田[2022]等が公表済である。本稿は、上述したとおり、市川[2021b]および市川[2022]の続編のため、市川[2021b]および市川[2022]のポイント(要約)を示したうえで、森林経営管理制度の現状と課題について確認していく。さらに本学が居を置く埼玉県における森林経営管理制度の先進取組事例もふまえて検討していくこととした。

II 森林相続に絡む森林経営管理法とメソ会計²による問題点の明確化

本稿は、市川[2021b]および市川[2022]の続編のため、まずはこれらの要約を本章で示す。

1. 森林相続に絡む森林経営管理制度について(市川 [2021b] 要約/地域創生における森林相続の管理(1))

本節は、市川 [2021b] の要約を示す。については市川 [2021b] の引用文献も必要に応じて表記する。

森林は明治期や大正期の登記されたまま現代に至るまで、登記事項に変動が無く、登記が放置された状態で相続登記が未了なものが多く見受けられる状況であるとの指摘があった(寶金他 [2016]151頁)。市川 [2021b] では、それらの法的対策について検討も行っている。また、相続人が相続をしたいと思える価値が、森林に無いことも同時に示した。しかし森林は、環境経済学の視点から鑑みれば、多様な価値の可能性を秘めている。森林の生態系サービスを例に自然価値を分類すれば、実に多くの価値が内在し、地域産業や地域全体ひいてはグローバルな視点からも重要な資源であることを示した(山田 [2020]42 頁)。

しかし、「森林」に価値があっても、登記事項に変動が無く、登記が放置された状態で相続登記が未了なものが多く見受けられるのが現状である。放置が継続される状態であり、森林の荒廃にも直結するため、大きな問題を抱えていることがすでに分かっている。仮に相続人がいたとしても、どのように相続・所有した森林を管理すべきか、その知識や手段が分からないまま森林を放置している状況も考えられうる。このような状況から、森林相続に関連して我が国(林野庁)は森林の土地について様々な管理手法を講じてきた。森林の土地の所有者届出制度もその一つであった(林野庁 [2011a,b])。林野庁 [2011a] によれば、2011年4月の森林法改正により、2012年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が必要になっている。さらに林野庁 [2019a] によれば、過疎化や少子高齢化が進む中、相続に伴う所有権の移転登記がなされていないことなどにより、森林所有者の一部が不明な森林(共有者不明森林)や森林所有者の全部が不明な森林(所有者不明森林)が生じ、森林を適切に経営管理していく上で支障が生じる状況となっていることを指摘している。そこで、共有者不明森林及び所有者不明森林において必要な経営管理を実施するため、森林経営管理法において、特例措置が講じられている。森林経営管理法は2018年5月25日に可決・成立、2019年4月1日に施行され、「森林経営管理制度」が開始されている。

以上のことから、市川 [2021b] は、森林相続に関しての現状と課題(問題提起)、森林施業の集約化(森林経営管理法等)について検討を行った。森林相続に関しては、登記事項に変動が無く、登記が放置された状態で相続登記が未了なもの見受けられるのが現状である。それは森林の荒廃にも直結し、早急に解決すべき問題であるといえる。また仮に相続人がいたとしても、どのように相続・所有した森林を管理すべきか、その知識や手段が分からないまま森林を放置している状況も考えられうる。このような現状を解決する手法(森林施業の集約化)の一つとして、林野庁の共有者不明森林及び所有者不明森林において必要な経営管理を実施するための森林経営管理法(特例措置含む)を確認した。

2. 森林施業の集約化に関する現状の確認およびメソ会計による問題点の明確化(市川 [2022] 要約/地域創生における森林相続の管理(2))

本節は、市川 [2022] の要約を示す。については市川 [2022] の引用文献も必要に応じて表記する。

市川 [2022] においては、市川 [2021b] にて取り上げた森林経営管理法(制度)の導入状況について、当時の林野庁の速報値を詳細に検討している。2020年度は私有林人工林のある市町村で約8割の意向調査の準備も含め、森林経営管理制度に係る取り組みを実施している。意向調査は、2020年度で約25万haを実施し、2019年度の類型で約41万haとなっている(林野庁 [2021b] スライド1枚目)。ただし回答結果については、約5割程度に落ちつき、また回答内容のうち、「経営管理権集積計画作成の意向」があったものは、面積ベースで約3割、森林所有者ベースで約4割となっている。その結果「市町村に委託したいという所有者」は、自ら経営管理を希望するものと比べ、所有希望が小さい傾向にあった(林

野庁 [2021b] スライド 2 枚目)。

さらに林野庁の当該速報値における、所有者不明森林等への対応については、森林経営管理法に基づく所有者不明森林等への対応が始まりつつある状況であることがわかった (林野庁 [2021b] スライド 5 枚目)。2020 年は所有者 (共有者) 不明森林制度については、51 市長町において、所在が不明であった森林所有者の探索を実施している (林野庁 [2021b] スライド 5 枚目)。鳥取県若桜町では、経営管理権集積計画が策定済みの森林に接する斜面上部の森林において、共有者不明林の特例制度を活用している。その後、林野庁の当該速報値によれば、異議の申し出が無かったことから、計画を公告し、経営管理権を設定している (林野庁 [2021b] スライド 5 枚目)。また、民間の大手銀行における森林信託の導入についても検討を行った。三井住友信託銀行株式会社が業界で初めて取扱いをはじめ、岡山県西粟倉村の森林を同日付で受託したものである (西日本新聞 [2020] 参照)。

市川 [2022] においては、林野庁の森林経営管理制度導入後の現状 (速報値) を確認し、また民間の森林信託の現状 (活性化) を再確認してきた。ただし、ここで問題となるのは、森林施業 (作業) の集約化と土地と所有者の明確化はノットイコールということである (森林施業の集約化≠土地と所有者の明確化)。森林施業 (作業) の集約化と、土地と所有者の明確化は、整理して捉えるべきである。森林経営管理制度は、自治体が仲介役となり、林業経営に適した森林の経営管理を林業経営者に集積・集約化するものであるから、所有者が不明でも、一定の条件を満たせば経営管理権集積計画を定めることができるからである。森林施業の集約化により、土地と所有者が明確化するわけではない。については、山村部における地籍整備の実施状況 (国土交通省 [2017] スライド 2 枚目) を確認しながら、地籍調査を進めることがのぞまれることも示した。さらに、メソ会計の考え方を取り入れれば、これらの問題が明確化することも市川 [2022] では提示した。土地と所有者が明確化しなければ、当該理論上、森林をめぐる資産勘定の階層関係は、成立しないという点を明らかにしたことになる (丸山 [2021b] スライド 18 枚目参照)。土地のデータが整備されなければ、その上に育成する樹木 (物量) の評価は難しい。その後の売買においても、貨幣評価の算定は不明瞭になり、貨幣評価の可能性が低いものは、投資対象にも成り難い。市川 [2022] においてメソ会計は資源価値評価のツールであり、土地の境界が明確化しなければ、ツールは利用できないという結論に達している。

Ⅲ 森林経営管理制度の現状と埼玉県における先進取組事例

前章の各要約をふまえ、本稿においては、それ以降 (2022 年以降) に公表された林野庁による森林経営管理制度の取組状況を確認する。また林野庁によって公表された森林経営管理制度について先進的な取組を行っている事例を取り上げ、特に本学が居を置く埼玉県での事例を検討する。

1. 森林経営管理制度の現状

林野庁 [2022b] によれば、2021 年度末までに、私有林人工林があり、制度の活用が必要な市町村の約 9 割で、意向調査の準備を含む森林経営管理制度に係る取組を実施し、またこれらの市町村で、全国の私有林人工林面積の 94% をカバーしている (林野庁 [2022b] スライド 1 枚目)。また、制度の活用が必要な市町村の約 7 割で、森林経営管理制度に基づく意向調査を実施していることがわかっている (林野庁 [2022b] スライド 1 枚目)。

意向調査等の結果については、2021 年度における意向調査の実施面積は約 19ha であり、制度開始から 3 年間で約 60 万 ha を実施している結果で公表されており、全国の回答率は約 5 割、うち市町村への委託希望は約 4 割であった (林野庁 [2022b] スライド 2 枚目)。

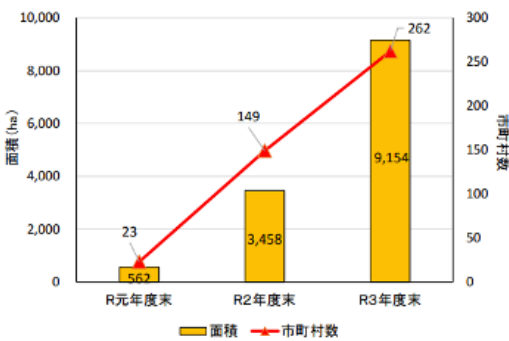
経営管理権集積計画等については、2021 年度末までの累計で、38 道府県 262 市町村が、9,154ha で策

定している公表データがあり、これは前年度末から、約3倍に増加している（林野庁 [2022b] スライド3枚目）。また、2021年度末に、経営管理権集積計画を策定した市町村の約6割（158市町村）で、森林整備（市町村森林経営管理事業）が2,418ha実施されており、森林整備の内容は間伐が中心となっている（林野庁 [2022b] スライド3枚目）。具体的な数値については、図表1のとおりである。

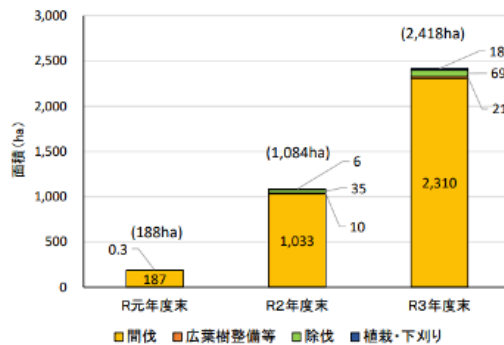
図表1 森林経営管理制度の取組状況（経営管理権集積計画等）

項目	令和元年度末		令和2年度末（累計）		令和3年度末（累計）		（参考）令和3年度分	
	市町村数	面積（ha）	市町村数	面積（ha）	市町村数	面積（ha）	市町村数	面積（ha）
集積計画の策定	23	562	149	3,458	262	9,154	210	5,697
市町村森林経営管理事業	11	188	77	1,084	158	2,418	140	1,333

■ 集積計画の策定状況（累計）



■ 市町村森林経営管理事業の実施状況（累計）



出所：林野庁 [2022b] スライド3枚目。

また、森林管理実施権配分計画については、2021年度までの累計で19道県47市町村が1,105haで策定され、前年度末から約3倍に増加している（林野庁 [2022b] スライド4枚目）。2021年度末までに、経営管理実施権配分計画を策定した市町村の約3割（14市町）で、林業経営者による森林整備を122ha実施しており、林業経営者による主伐・再造林は8市町で実施される予定である（林野庁 [2022b] スライド4枚目）。

また、所有者不明森林等への対応については、森林経営管理法に基づく所有者不明森林等の特例措置に関し、2021年度は50市町村において、所在が不明であった森林所有者等の探索が実施され、1市町村において、特例措置を活用して集積計画を策定している（林野庁 [2022b] スライド5枚目）。具体的な2021年度の所有者不明森林等への取組状況は、図表2のとおりである。

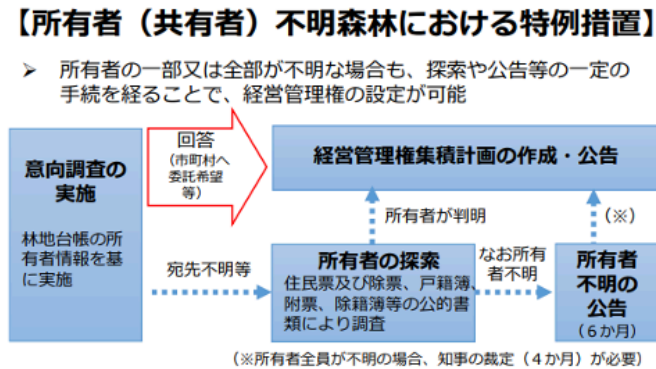
図表2 2021年度の所有者不明森林等への取組状況

探索に取り組んだ市町村	50市町村
探索を行った所有者等	約2,000人(約4,200筆)
うち判明した所有者等	約1,200人(約2,500筆)
全員が判明した市町村	13市町村
特例措置を活用して集積計画を策定した市町村	1市町村
特例措置を検討中の市町村	3市町村
残りは、探索を継続中、対応を保留中等	

出所：林野庁 [2022b] スライド5枚目。

なお、林野庁では、「所有者不明森林等の特例措置活用のための留意事項（ガイドライン）」を作成し、特例活用の留意点を Q&A 形式で整理するとともに、活用場面をケーススタディで紹介・公表している（林野庁 [2022b] スライド 5 枚目および林野庁 [2022c]）。また、所有者（共有者）不明森林における特例措置の公告までの流れは図表 3 のとおりである。基本的には、意向調査の実施、所有者の探索、所有者不明の公告、経営管理権集積計画の作成・公告という流れになっている。ただし、所有者全員が不明の場合は、知事の裁定が必要になる（林野庁 [2022b] スライド 5 枚目）。

図表 3 所有者（共有者）不明森林における特例措置



出所：林野庁 [2022b] スライド 5 枚目。

上述した林野庁 [2022b]（スライド 5 枚目）では、1 市町村において、共有者不明の特例措置を活用したとあるが、それは市川 [2022] でも述べた鳥取県若桜町である。鳥取県若桜町では、山地災害リスク等を考慮し、森林整備の優先度が高い箇所を中心に森林経営管理制度を活用している（林野庁 [2022b] スライド 5 枚目）。2020 年 12 月に、公道沿いの森林(0.11ha)を対象とする集積計画を策定しているが、他方、策定済みの森林に接する上部の森林(0.57ha、共有者 6 名)は、明治期に登記が行われたまま数次相続（被相続人の遺産相続開始後に、遺産分割協議などを行わないうちに相続人が死亡し、次の遺産相続が開始される相続のことが発生している現状となる（林野庁 [2022b] スライド 5 枚目）。共有者のうち、確知できた相続人（2 名）の同意取得を行いつつ、残りの共有者（4 名）の相続人について、探索を実施している（林野庁 [2022b] スライド 5 枚目）。2021 年 3 月から 6 か月間、共有者不明森林に係る公告を実施し、異議の申し出がなかったことから、2021 年 10 月に集積計画を公告し、経営管理権を設定している（林野庁 [2022b] スライド 5 枚目）。

また、共有者不明森林の取組事例としては、林野庁 [2022b] において、京都府綾部市も紹介されている。京都府綾部市では、モデル地区（16ha）を設定し、制度に係る取組を実施中であり、共有者不明森林制度等の特例も併せて活用する方針とされる。2019 年度に意向調査を実施し、所有者の探索を行いながら合意形成に取り組み、2021 年 4 月までに、5.57ha で集積計画が策定され、残る 0.33ha の森林（25 名の共有名義の森林）については探索の結果、147 名の共有者が判明し、139 名の同意を取得したものの、3 名は宛先不明、5 名は返信がない等の状況下であり、共有者不明森林等の特例活用に向けた手続きを実施中であるとされている（林野庁 [2022b] スライド 5 枚目）。

森林経営管理制度が導入されてから 4 年が過ぎようとしているが、林野庁 [2022b] を確認すれば、全国的に取組状況は着実に進捗していることがわかる。上述したように、制度の活用に必要な市町村の約 9 割で意向調査の準備を含む森林経営管理制度に係る取組実施、また経営管理権集積計画については、

前年度末から約3倍の伸びがあるため、さらなる今後の進捗が期待される。また所有者不明森林等の特例措置に関しても50市町村が探索を実施しており、すでに共有者不明森林に係る公告を実施し、異議の申し立てがなかったことから、経営管理権を既に設定している市町村も存在しており、今後のさらなる特例措置の浸透ものぞまれる。

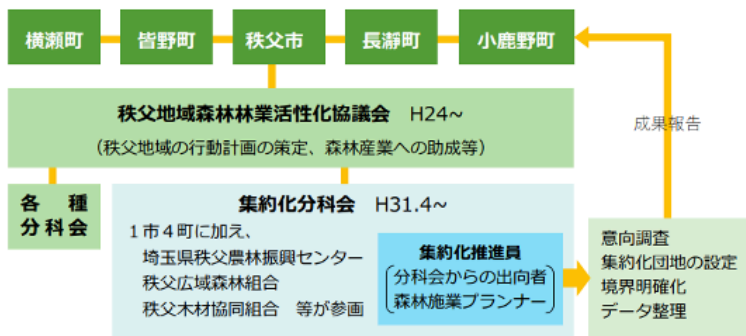
2. 森林経営管理制度の先進取組事例—埼玉県秩父市の取組—

本節においては、森林経営管理制度について先進的な取組を行っている事例を収集し取組事例集を作成して公表している林野庁[2021a]および林野庁[2022a]について取り上げる。特に本学が居を置く埼玉県の先進取組事例を検討していく。

林野庁[2021a]および林野庁[2022a]は、森林経営管理制度に係る取組事例集を詳細に展開している。林野庁[2021a]においては、秋田県大館市、宮城県登米市、埼玉県秩父市、静岡県富士市、岐阜県恵那市、岐阜県郡上市、和歌山県有田川町、鳥根県安来市、徳島県那賀町、徳島県美馬市・つるぎ町、熊本県御船町、鹿児島県鹿児島市の計12地域についての取組を紹介している。また林野庁[2022a]においては、青森県西目屋村、山形県最上町、栃木県鹿沼市、新潟県村上市、石川県白山市、愛知県岡崎市、三重県津市、兵庫県神河町、鳥取県若桜町、広島県世羅町、愛媛県久万高原町、高知県四万十市の計12地域を紹介している。上述したように、本節においては、それらのなかでも埼玉県秩父市の事例を取り上げる。

埼玉県秩父市森づくり課の牧野主席主幹は「新しい制度ですので、実際取り組んでみるといろいろな課題にぶつかります。全国の自治体や関係者の方々の経験や知見を結集して、一緒に本制度を進めていきましょう。」(林野庁[2021a]はじめに)と述べている。埼玉県秩父市は、秩父地域(1市4町)で設置した既存の協議会に、森林経営管理制度に対応する新たな組織を立ち上げ、専門員(森林施業プランナー)を配置し、森林・林業の専門部局を擁する秩父市が地域の旗振り役としてリードしている(林野庁[2021a]5頁)。埼玉県秩父市の森林経営管理制度における取組体制は図表4の通りである。

図表4 埼玉県秩父市の森林経営管理制度における取組体制



出所：林野庁[2021a]5頁。

なお、これまでの埼玉県秩父市の取組経過(体制整備、関連予算計上・執行等)をまとめたものが図表5である。森林経営管理法が施行前から、すでに秩父地域森林林業活用化協議会を設置していることが分かる(なお、秩父市に近接する横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町には林業専門部署がなく、林務担当職員は他業務との兼務だったため、一町単独での森林経営管理制度の運用が困難な状況にあり、秩父地域森林林業活性化協議会(事務局：秩父市環境部森づくり課)を設置しているとされる(林野庁[2021a]58頁))。さらに施行後には意向調査を推進し、現地踏査、森林所有者への同意取得を行いつつ、経営管理権集積計画を公告するなど、埼玉県秩父市の森林管理に対する積極的な姿勢がうかがえる。

図表 5 埼玉県秩父市の森林経営管理制度に係る取組経過

時期	内容
H24(2012)	秩父地域森林林業活性化協議会を設置
H30.5(2018.5)	森林経営管理法成立
H30.11～(2018.11～)	意向調査対象者リストを整備(集約化推進室の設立準備と並行)
H31.1(2019.1)	秩父地域コンパクト林業推進協議会を設立
H31.4(2019.4)	森林経営管理法施行
H31.4(2019.4)	協議会内に集約化分科会、集約化推進室を設置
H31.4～(2019.4～)	意向調査(第1回)
H31.4～(2019.4～)	集積計画案の所有者説明(→申出を受領)
R1.6(2019.6)	経営管理権集積計画の公告(申出を活用)
～R1.7(～2019.7)	意向調査結果の集計
～R2.1(～2020.1)	現地踏査、森林所有者への同意取得(約半年)
R1.12(2019.12)	経営管理実施権設定に係る企画審査(申出の活用分)
R1.12(2019.12)	市町村森林経営管理事業の発注(申出の活用分)
R2.1～3(2020.1～3)	意向調査(第2回)の準備作業
R2.2(2020.2)	経営管理権集積計画を公告(第1回分)
R2.2(2020.2)	経営管理実施権配分計画の公告(申し出の活用分)
R2.5～(2020.5～)	意向調査(第2回)
R2.6(2020.6)	経営管理実施権設定に係る企画審査(第1回)
R2.6(2020.6)	意向調査結果の集計
R2.9(2020.9)	経営管理実施権配分計画の公告(第1回分)
R3.1(2021.1)	経営管理権集積計画を公告予定(第2回分)

出所：林野庁 [2021a] 50-51 頁を一部修正。

また、埼玉県秩父市の森林経営管理制度に係る基礎データは図表 6 のとおりである。森林面積(50,058ha)のうち、森林経営管理制度の対象とする面積は約 7,000ha であり、当制度の適用対象は森林全体からすると約 14%であることがわかる。また、森林環境譲与税³の充当額は森林経営管理制度に関する予算規模と同額であり、協議会運営費や意向調査経費、間伐や境界測量、現地調査の経費に充てられていることがわかる(林野庁 [2021a]51 頁)。

図表 6 埼玉県秩父市の森林経営管理制度に係る基礎データ

項目	数量	備考
森林面積	50,058ha	農林業センサス 2015
うち、私有林	22,358ha	(現況森林面積)
うち、人工林	10,706ha	森林資源の現況 2017.3.31
うち、森林経営管理制度の対象とする面積	約 7,000ha	私有人工林の3分の2について手入れが行き届いていないと想定
森林経営管理制度に関する予算規模	7,279 千円	(令和元年度)
うち、森林環境譲与税の充当額	7,279 千円	・協議会運営費、意向調査経費 ・市町村森林経営管理事業(間伐)及びその事前準備(境界測量、現地調査)経費
森林経営管理制度を主に担当する職員数	4名	

出所：林野庁 [2021a] 51 頁。

意向調査については、意向調査票は林野庁「事務の手引」をベースにし、パンフレットは市販のものを利用し、施業履歴の整理など、対象森林の選定は集約化推進で対応している(林野庁 [2021a]5 頁)。また、後々の施業集約化(森林経営計画の策定等)を考え、森林計画区でまとめて意向調査を実施し、各市町 1 地区(計 5 地区)ずつ、意向調査を行い、秩父市では旧町村のバランスにも配慮していることが示されている(林野庁 [2021a]5 頁)。さらに「何の情報をもとに自分宛に送られてきたのか」という問い合わせが多かったことから、「森林簿と林地台帳です」と調査票に明記し、連絡をとりやすいようにメールアドレスの入力も追加で依頼したという、意向調査票の工夫もなされている(林野庁 [2021a]5 頁)。

さらに意向調査に係る森林情報においては、森林簿、施業履歴(過去 10 年間分・埼玉県から提供)、レーザー計測データの活用無が明記され(林野庁 [2021a]52-53 頁)、所有者情報においては、林地台帳(所有者情報の精度・約 2 割は宛名不在)、登記簿・戸籍・住民票等の活用無(相続人の事前調査はしない)、協議会メンバー(森林組合や林業事業体)が保有する所有者情報も活用、課税台帳の突合せは今後実施する考え(林地台帳との連携方法を考え 2021 年度の意向調査に間に合うよう検討中)との明記がなされている(林野庁 [2021a]53 頁)。さらに、森林の地籍調査の進捗率においては、2019 年 4 月 1 日現在、秩父市が 2% (秩父市の一支所では実施しているが、ほとんどが休止中)、小鹿野町が約 5%、横瀬町・皆野町・長瀬町では 0%との結果が明記されている(林野庁 [2021a]53 頁)。

なお、森林所有者からよくなる問い合わせとして、秩父市・長瀬町では、森林の所在がわからない、意向調査の添付書類に記載された山林以外に所有する森林の有無を知りたい、長瀬町単体では、土地ごと買ってほしい、寄付として受け取って欲しい、などがあり、対応マニュアルの作成はないが、口頭で回答ラインを共有していることが示されている(林野庁 [2021a]58 頁)。

集積計画・配分計画については、集積計画を公告するまでに現地調査はするが、境界測量や立木調査は市町管理の場合のみ実施し、全ての集積計画で一旦企画提案を求め、提案がないことをもって「林業経営に適さない」とし、市町で間伐事業を発注する体制をとっている(林野庁 [2021a]6 頁)。また、集積計画への同意取得は所有者に個別訪問を行い、集約化推進委員と市町職員で対応している(林野庁 [2021a]6 頁)。また常に団地化を考え、必要があれば積極的に意向調査対象外の森林(隣接する施業履歴有の森林等)についても同意取得し、集積計画を策定しているとされる(林野庁 [2021a]6 頁)。

さらに集積計画についての特例措置における所有者不明、共有者不明森林の状況については、長瀬町

において団地化（作業道の設置）を想定し、共有者不明森林の特例措置の活用を検討していることが示されている（林野庁 [2021a]56 頁）。左記の対応方針として共有林であっても団地化を念頭に意向調査の対象とし、原則として共有者全員の同意を取り付ける（よほど不明者が多い状態になれば、合意形成に進める）考えも示されている（林野庁 [2021a]56 頁）。

事業発注については、境界測量・立木調査の歩掛は、埼玉県農林公社の工程や林野庁の業務参考単価を使用しており、諸経費や班編制の考え方は、治山林道必携を参照している（林野庁 [2021a]6 頁）。間伐の歩掛（直接経費）は、森林整備事業の作業工程表を使用し、諸経費はこちらも治山林道必携を参照していることが明記されている（林野庁 [2021a]6 頁）。また、秩父市がフォーマットになる書類を一式仕上げて、関係 4 町に共有することで事務を効率化しているとされる（林野庁 [2021a]6 頁）。さらに「境界明確化を嫌がらない」（林野庁 [2021a]6 頁）として「森林組合の仕事の経験もある測量会社に依頼。現地立ち会い、杭打ちも実施。地籍調査が終わっていても、着実にやっていく考え」（林野庁 [2021a]6 頁）との内容が明記されている。

さらに事業発注における積算の方法に関連しての立木調査・境界明確化に関しては、境界明確化の直接経費にあつては林野庁が示した業務参考単価、間接経費にあつては治山林道必携に掲載の「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領（林野庁長官通知）」を使用していることが明記されており、また、立木調査については、埼玉県農林公社に依頼し、公社が使用する歩掛を入手していることが示されている（林野庁 [2021a]57 頁）。

3. 先進取組事例からみる課題

前節においては、埼玉県秩父市の森林経営管理制度の取組状況について確認を行った。林野庁において、先進取組事例として取り上げられていることから明らかなように、埼玉県秩父市においては、その意向調査、集積計画・配分計画、事業発注（現地調査・間伐）のいずれにおいても、積極的な姿勢がうかがえる。

上述したように、後々の施業集約化を考え、森林計画区でまとめて意向調査を実施しつつ、意向調査先の状態も考慮しながら過年度の経験もふまえた意向調査票の工夫もみられる（林野庁 [2021a]5 頁）。集積計画の同意取得は所有者の個別訪問も行い、併せて団地化も考え、意向調査対象外の森林についても同意取得し、集積計画を策定している点も、非常に能動的といえる（林野庁 [2021a]6 頁）。事業発注についても、秩父市がフォーマットとなる書類を一式仕上げ、関係 4 町に共有し、積極的に効率化を図っている（林野庁 [2021a]6 頁）。ただし、実績のある測量会社に依頼し、現地立ち会い、杭打ちも実施し、「地籍調査が終わっていても、着実にやっていく考え」（林野庁 [2021a]6 頁）という点は後述するように課題ものこる。

市川 [2022] においても示したように、森林施業（作業）の集約化と、土地と所有者の明確化は、整理して捉えるべきであろう。上述したように、森林経営管理制度は、自治体が仲介役となり、林業経営に適した森林の経営管理を林業経営者に集積・集約化するものであるから、所有者が不明でも、一定の条件を満たせば経営管理権集積計画を定めることができる。森林施業の集約化により、土地と所有者が明確化するわけではないから、「地籍調査が終わっていても、着実にやっていく考え」（林野庁 [2021a]6 頁）はその点のみ鑑みれば、なんら矛盾はなく問題は生じない。

ただし、市川 [2022] では、山村部における地籍整備の実施状況（国土交通省 [2017] スライド 2 枚目）を確認しながら、地籍調査を進めることがのぞまれることも示した。メソ会計の考え方を取り入れ、土地と所有者が明確化しなければ、メソ会計の理論上、森林をめぐる資産勘定の階層関係（丸山 [2021b]

スライド 18 枚目参照) は、成立しないという点を明らかにしたからである。土地会計 (土地被覆勘定) のサブ会計システムとして、森林およびその他の樹木地勘定 (森林勘定) がベースとなり、その上に乗る形で木材資源会計の材積勘定 (物量表示の資産勘定) が存在し、さらにその上に立木価格で材積を評価する木材資源会計の貨幣勘定が存在するという森林をめぐる資産勘定の階層関係が存在する。すなわち、一番のベースとなる森林勘定は土地が明確化されなければ算出できないことになる⁴。

土地のデータが整備されなければ、その上に育成する樹木 (物量) の評価は難しい。その後の売買においても、貨幣評価の算定は不明瞭になり、貨幣評価の可能性が低いものは、投資対象にも成り難い (我が国においても、森林信託等については、すでに民間に於いても開始されている。詳細は市川 [2022]99-100 頁参照)。メソ会計は資源価値評価のツールであり、土地の境界が明確化しなければ、ツールは利用できないという結論に達しており、森林施業の集約化を進めることは非常に重要であるものの、本来は所有者不明森林の存在は相続問題の領域であることも指摘してきた (市川 [2022]101-105 頁参照)。相続が未了のため境界も未了となる。さらに現実には、実際の土地と帳簿の乖離ケースも生じており、その上に立つ樹木のデータと実際のデータも一致せず、不明確な対象に投資ができない事態も発生し、上述したメソ会計による森林をめぐる資産勘定の階層関係も、実は最下層部分の森林相続 (土地と所有者の明確化) ができなければ、成り立たない可能性を市川 [2022] においても示してきた。

メソ会計の視点から鑑みれば、地籍調査の進捗率をあげながら、森林経営管理制度を推進することがのぞまれる。

IV おわりに

市川 [2021b] および市川 [2022] でも示したが、駿河台大学総合研究所における「研究活動とその成果は、本学の中期計画とそれに基づくアクションプランに依拠して評価・検証を行い、不断の改革・改善を行うことを通じて、大学の担うべき社会的機能を果たしていきたいと考えています。」(駿河台大学 [2021]) という設立趣旨の理念を念頭に置き、本プロジェクトは遂行しており、本稿もその理念に則り検討している。冒頭で述べたとおり、本プロジェクトを完遂させるため、これまでインタビュー調査や現地調査、文献調査を行ってきた。上述したように、研究成果の一部として、市川 [2020a]、市川 [2020b]、市川 [2021a]、市川 [2021b] および市川 [2022]、市川・小野・丸山・吉田 [2020]、市川・小野・丸山・吉田 [2022] 等が公表済である。

本稿は、それらをふまえたうえで (特に市川 [2021b] および市川 [2022] をふまえた上で)、森林経営管理制度の現状を確認し、また新たに林野庁において森林経営管理制度の先進的取組として取り上げられている埼玉県秩父市の事例を確認した。

埼玉県秩父市においては、林野庁において我が国の森林経営管理制度に係る先進事例として取り上げられていることから分かるように、その意向調査、集積計画・配分計画、事業発注 (現地調査・間伐等) のいずれの点においても、積極的で能動的な姿勢がうかがえる。本学が居を置く埼玉県飯能市も森林面積が占める割合が多いため、埼玉県秩父市の先進取組事例は最寄地域のお手本として参考になる点が非常に多いのではないだろうか。

ただし、埼玉県秩父市の森林の地籍調査の進捗率は、上述したように、2019 年 4 月 1 日現在、秩父市が 2%、小鹿野町が約 5%、横瀬町・皆野町・長瀬町では 0%との結果が明記されている (林野庁 [2021a] 53 頁)。メソ会計は資源価値評価のツールであり、土地の境界が明確化しなければ、ツールは利用できないという結論に達しており、メソ会計の視点から鑑みれば、地籍調査の進捗率をあげながら、森林経営管理制度を推進することがのぞまれる。

謝辞

本プロジェクトに加わってくださった共同研究者およびオブザーバーである小野正芳教授（日本大学）、中村亮介准教授（筑波大学）、丸山佳久教授（中央大学）、吉田智也准教授（中央大学）に改めて心より御礼を申し上げたい。なお、本稿に関するすべては筆者の責に帰するものではある。ただし、本プロジェクトの申請書執筆をはじめ、本プロジェクトの研究進行に当たり、共同研究者およびオブザーバーの諸先生方には、常に有益な御教示を賜っている。さらに本稿執筆にあたり、多くの資料の提供や、御助言等も常に頂いている。先生方がおられたことで、本プロジェクトを立ち上げることができた。さらに3年にもわたる継続研究が可能となった。記して深く感謝申し上げたい。

また、本プロジェクトに関連した公開研究会等で、貴重な御意見を賜ったご先生方皆さま、そして、駿河台大学令和2年度地域創生研究センター研究プロジェクト、駿河台大学令和3年度総合研究所研究プロジェクト【地域研究部門】、駿河台大学令和4年度総合研究所研究プロジェクト【地域研究部門】の助成費の対象として、本プロジェクトを採択してくださった駿河台大学および関係者のすべての皆さまに深く感謝申し上げたい。

参考文献等

- 市川紀子 [2020a] 「概念フレームワークの必要性—マクロ会計・メソ会計・ミクロ会計の視点や会計基準設定の諸問題を中心に—」『駿河台経済論集』第29巻第2号、27-42頁。
- 市川紀子 [2020b] 「メソ会計の視点に基づく地域創成—森林・林業における会計分野の先行研究を中心として—」『駿河台経済論集』第30巻第1号(研究ノート)、73-86頁。
- 市川紀子 [2021a] 「SDGsと地域創生における森林信託の現状と課題」『駿河台経済論集』第30巻第2号、19-39頁。
- 市川紀子 [2021b] 「地域創生における森林相続と管理(1)」『駿河台経済論集』第31巻第1号(研究ノート)、121-137頁。
- 市川紀子 [2022] 「地域創生における森林相続と管理(2)」『駿河台経済論集』第31巻第2号(研究ノート)、93-110頁。
- 市川紀子・小野正芳・丸山佳久・吉田智也 [2020] 「埼玉県北西部・南西部地域における地域創生のための会計の研究—SDGsと地域創生におけるファンドの可能性—」中央大学・駿河台大学合同研究会(於：中央大学)、2020年10月25日。
- 市川紀子・小野正芳・丸山佳久・吉田智也 [2022] 「地域創生のための会計の研究:埼玉県における森林管理・鉄道事業・投資ファンドを中心に」『駿河台大学地域研究』第3号(研究ノート)、41-56頁。
- 小野正芳 [2021] 「投資ファンド業の会計」小野正芳編著『27業種別簿記・会計の処理と表示』(第21章所収)中央経済社、281-295頁。
- 大塚生美・立花敏・持田治之 [2008] 「アメリカ合衆国における林地投資の新たな同行と育林経営」『林業経済研究』第54巻第2号、41-50頁。
- 大森明・八木裕之・丸山佳久「第7章カーボン・マネジメントのためのマテリアルフローコスト会計」小口好昭編『会計と社会—マクロ会計・メソ会計・マクロ会計の視点から—』中央大学出版部、153-182頁。
- 小口好昭 [1991] 「メソ会計としての水の会計学」『會計』第139巻第5号、82-100頁。
- 小口好昭 [2021] 「メソ環境経済会計の基礎としての土地会計に関する研究」『中央大学経済研究所年報』

第53巻、83-120頁。

国土交通省 [2017] 「山村部における地籍整備の実施状況と課題」 2022.01.27 参照、

<<https://www.mlit.go.jp/common/001204977.pdf>>。

首相官邸政策会議：持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部 [2019] 「SDGs アクションプラン 2020(2019年12月版)」 2020.10.17 参照、<<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai8/siryou2.pdf>>。

森林経営管理法研究会 [2020] 『逐条解説 森林経営管理法』 大成出版社。

駿河台大学 [2021] 「駿河台大学総合研究所の設立について (挨拶)」 2021.06.25 参照、

<<https://www.surugadai.ac.jp/about/kenkyukikan/sogokenkyu/seturitu/>>。

鳥取県若桜町 [2021] 「森林の経営管理集積計画について」 2021.06.25 参照、

<http://www.town.wakasa.tottori.jp/?page_id=70#keikaku>。

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣府地方創生推進事務局 [2019] 「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019 について」 2019.12.10 参照、<<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/>>。

内閣府地方創生推進室 [2020] 「地方創生に向けた SDGs の推進について (2020年12月)」 2021.01.11 参照、<https://future-city.go.jp/data/pdf/sdgs/sdgs_bk.pdf>。

中村亮介・河内山拓磨 [2018] 『財務制限条項の実態・影響・役割：債務契約における会計情報の活用』、中央経済社 (第61回日経・経済図書文化賞受賞 / 令和2年度日本経済会計学会 学会賞 (著書の部))。

西日本新聞「国内初、『森林信託』岡山で開始 (2020年8月1日掲載)」 2020.10.17 参照、

<<https://www.nishinippon.co.jp/item/o/631485/>>。

寶金敏明・右近一男編著、西田寛・河原光男・西尾光人著 [2016] 『山林の境界と所有 資料の読み方から境界判定の手法まで』 日本加除出版。

丸山佳久 [2019] 「地域のしごと創りを支える資源価値評価とその展開—遠野市の大輝木材 総合供給モデル基地などを例とした多様な価値創造モデルの提示—」 遠野みらい創りカレッジ樋口邦史編『SDGsの主流化と実践による地域創生』水曜社、103-128頁。

丸山佳久 [2020] 「北海道から考える森林と地域の会計」『会計』第199巻第1号、84-97頁。

丸山佳久 [2021a] 「林業の会計」小野正芳編著『27業種別 簿記・会計の処理と表示』(第2章所収) 中央経済社、21-34頁。

丸山佳久 [2021b] 「森林および関連産業を対象としたストック・フロー会計—マイクロ会計とマクロ会計の統合にむけて—」日本地方自治研究学会 2021 全国大会 (於：横浜国立大学)、2021年9月25日。

三井住友信託銀行株式会社「森林信託の受託について (2020年8月3日)」 2020.10.17 参照、

<<https://www.smtb.jp/corporate/release/pdf/200803.pdf#search='%E6%A3%AE%E6%9E%97%E4%BF%A1%E8%A8%97'>>。

山田容三 [2020] 『SDGs時代の森林管理の理念と技術—森林と人間の共生の道へ』 昭和堂。

吉田智也 [2021] 「鉄道業の会計」小野正芳編著『27業種 簿記・会計の処理と表示』(第12章所収) 中央経済社、157-170頁。

林野庁 [2011a] 「森林の土地の所有者届出制度」 2021.08.04 参照、

<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/>>。

林野庁 [2011b] 「届出書の記載要領」 2021.08.03 参照、

<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/>>。

林野庁 [2019a] 「共有者不明森林・所有者不明森林への対応」 2021.08.03 参照、

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/fumei_tokurei.html>。

林野庁 [2019b] 「森林環境税及び森林環境譲与税」 2022.08.29 参照、

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html#%E6%A3%AE%E6%9E%97%E7%92%B0%E5%A2%83%E7%A8%8E%E3%81%AE%E5%89%B5%E8%A8%AD>。

林野庁 [2021a] 「森林経営管理制度に係る取組事例集 Vol.1」 (令和3年3月版) 2021.07.01 参照、

<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/attach/pdf/sinrinkeieikanriseido-34.pdf>>。

林野庁 [2021b] 「森林経営管理制度の取り組み状況について (令和2年度速報値)」 (令和3年10月公表) 2022.01.09 参照、

<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/attach/pdf/sinrinkeieikanriseido-43.pdf>>。

林野庁 [2022a] 「森林経営管理制度に係る取組事例集 vol.2」 (令和4年3月版) 2022.08.29 参照、

<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/attach/pdf/sinrinkeieikanriseido-3.pdf>>。

林野庁 [2022b] 「森林経営管理制度の取組状況について (令和3年度速報値)」 (令和4年9月公表) 2022.09.29 参照、

<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/attach/pdf/sinrinkeieikanriseido-64.pdf>>。

林野庁 [2022c] 「所有者不明等の特例措置活用のための留意事項 (ガイドライン: 令和3年度末時点版)」 2022.09.29 参照、<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/attach/pdf/kentoukai-55.pdf>>。

注

¹ 本稿は必要に応じて、先行の本プロジェクトの研究成果や研究会報告内容等の一部を引用する場合がある。なお、共同研究者およびオブザーバーは、小野正芳教授 (日本大学)、中村亮介准教授 (筑波大学)、丸山佳久教授 (中央大学)、吉田智也准教授 (中央大学) である。

² メソ会計について丸山 [2021a] によれば、「日本の林業事業体はほとんどが零細・小規模であり、それぞれが持続可能性を実現したとしても、地域全体で森林生態系が保全できるとは限らない。森林のように地域性が高い自然資源の管理と、多面的な公益的機能を持つ森林の価値を高めるためには、従来のような個別の組織を会計主体とするミクロ会計の枠組みを拡張し、特定の地域という、ある一定の空間的広がりをもつ地域を会計単位とする地域の会計 (メソ会計) が必要になる。…(略)…つまり、地域全体でどのくらいのコストを森林整備にかけていて、木材をどのくらい生産しているのか、また環境的・社会的な公益的サービスをどれだけ生み出しているのかが分かるようになる。」(丸山 [2021]32-33 頁) と述べている。

³ 2019年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税」が成立している。これにより、森林環境税 (2024年度から課税) 及び「森林環境譲与税」(2019年度から譲与) が創設されている (林野庁 [2019b])。当該仕組みについては、別稿で論じる予定である。なお、埼玉県秩父市では1市4町に譲与される森林環境譲与税は、集約化推進支援室の運営費に充当しており、市町村森林経営管理事業、境界明確化、立木調査等についての全額について、森林環境譲与税を充当している (林野庁 [2021a]58 頁)。

⁴ 具体的に森林をめぐる資産勘定の階層関係図については、市川 [2022](103 頁) における「図表 5」(丸山 [2021b] スライド 18 枚目を一部修正) を参照して頂きたい。